

2015年4月から始まった、生活困窮者自立支援は、古賀市では必須事業として自立相談支援業務、無料職業紹介所（国4分3補助）、住居確保給付金（求職活動できる人に3万2千円）、任意事業としてファイナンシャルプランナー相談業務、家計相談支援業務、スタンドアローン支援を実施しています。担当は、生活再生支援係と商工政策課、収納管理課、隣保館とまたがっています。

脱困窮問われる自治体

生活保護手前での支援開始3カ月

就労事業「財政上厳しい」

生活保護を受ける手前の人たちを就労へ後押しする生活困窮者自立支援制度が始まり、3カ月になる。厚生労働省は生活保護に次ぐ「第2のセーフティネット」と位置づけているが、実施を担う自治体の模索を通じて課題が見えてきた。

5月下旬、名古屋市の相談窓口。生活が苦しい「仕事に就きたい」と、仕切られたブースで相談者が訴える。相談は電話やメールを含め4月に182件。「家賃が払えず追い出された」「食べものがない」との訴えもあった。各自治体は支援の「入り口」となる相談窓口を4月に設けた。厚生労働省の目安は「相談は人口10万人あたり月20件」。20政令指定市と45中核市で計9千件にあたるが、朝日新聞の計65市への取材では4月の相談は約7千件で、下回っている。対象者がかつめれば、自立という「出口」に向けた支援が自治体に問われる。柱となる4事業の4月の実施状況(予定を含む)を厚

事業	政令指定市(65)	一般市(748)
家賃補助	31	127
衣食住の確保	23	162
相談	55	220
子どもの学習支援	39	186

4月時点(予定含む) 実施自治体数 (厚生労働省調べ)

生活困窮者自立支援制度

再就職がままならなかったり引きこもったりで生活が苦しい人や、親の収入に頼りすぎた生活が苦しい人などに対し、全国の市が相談窓口を設け、町村部は都道府県が担当して自立を

支える。従来の「高齢者」「障害者」といった福祉の枠組みから外れる人を対象に想定。そのうち、生活が苦しく福祉事務所を訪れた人が収入要件を満たさないなどで生活保護を受けられない人は年間約40万人、引きこもりの人がいる世帯は約28万と厚生労働省はみている。

国は「中間的就労」の普及を図る。自治体が認定した事業所で実務的に働き、本格就労への鍵となる。高知市の配食サービス「あじ菜」。5月の1カ月間、5年引きもついていたという40代男性の中間的就労の場となった。男性はあじ菜で6月からパートとして働きつつ、ハローワークにも通う。あじ菜の高橋今朝子所長(62)は「社会全体で仕事への関心を広げてあげない」と話す。

だが、こうした事業所はまだ少ない。計65の政令指定市と中核市での5月末までの認定は、大阪、名古屋で各2事業所、千葉、堺、高知で各1事業所だ。

受け入れると税制で優遇されるが、指導役をつける必要がある。指導料や補助金は出ない。無給でもよく、ブラック企業が参入しかねないとの懸念もある。中間的就労の手前の段階にいたり、日常生活の立て直しなどを促す就労準備支

28%、子の学習支援は34%にとどまった。各事業の実施は自治体の任意だが、全体的には4%で、44%は全くしてなかった。財源の3分の1から半分は自治体が負担。ある中核市の担当者は「財政的に厳しい」、政令指定市の幹部は「自治体のやる気次第という制度で大丈夫か」と危ぶむ。

櫻に北九州市では力を入れていた。同市のNPO法人「抱擁」に委託し、あいさつなどの生活習慣やコミュニケーションを指導する。市が国のモデル事業として取り組んだ昨年度は13人が参加。就労体験にも力を入れ、葬儀会社で手伝ったり、総菜屋で卵焼きを焼いたりした。支援を受け続ける男性(46)は「働きたいという気持ちにつながった」。

昨年度はこの就労準備の段階で2人が就職した。ただ、抱擁の奥田知志理事長(61)は、実際に働く訓練ができる中間的就労の大切さを強調する。「事業所確保は最大の課題。受け入れ企業への更なる支援を考えることも重要では」(山田史比古、山根久美子)

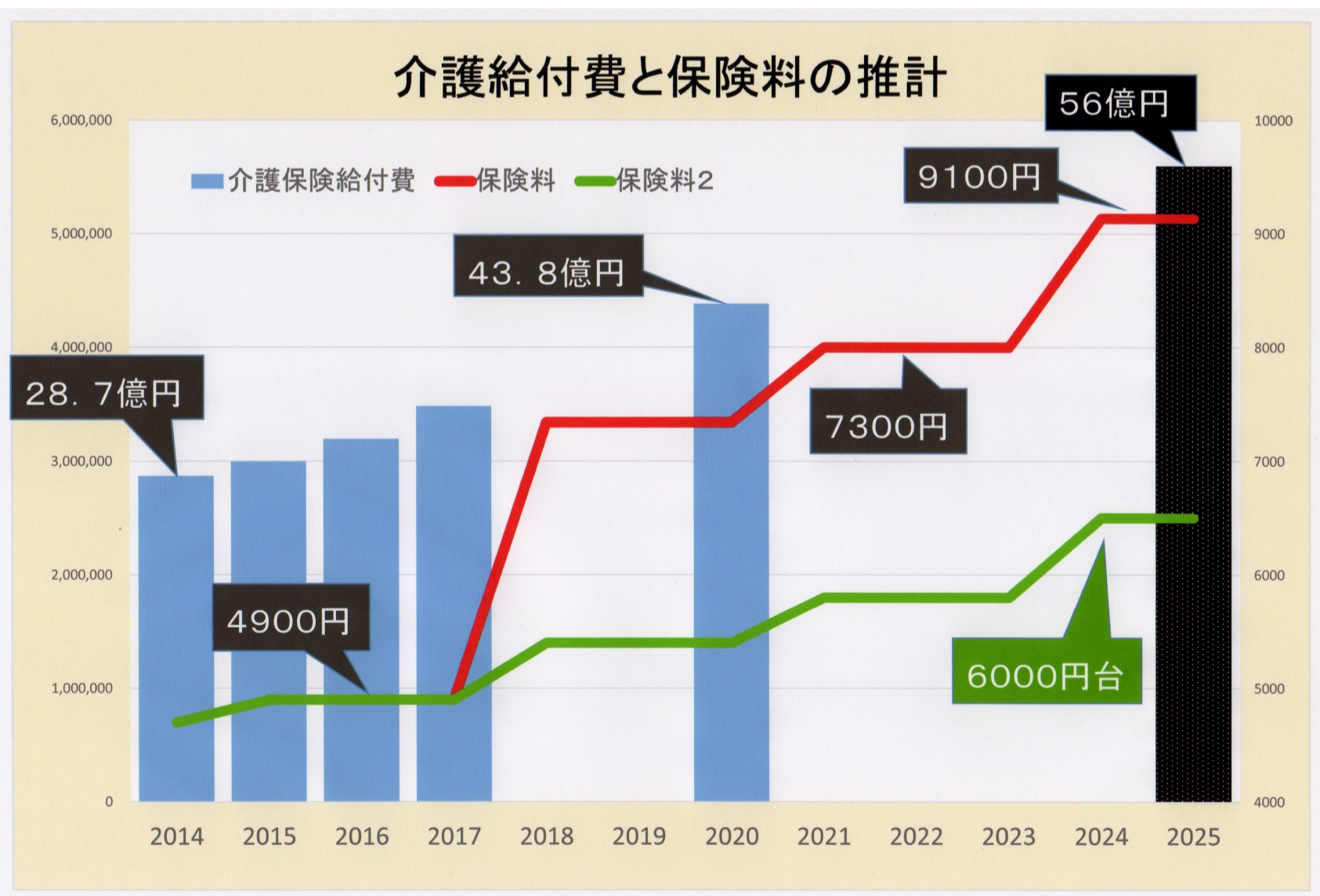
ぬま健司のニュースレター・資料版

2015年7月12日

古賀市議 奴間健司

古賀市千鳥2-3-7安部ビル103

092-944-2639



10年後の古賀市の介護保険料は9100円になることが推計されています。市を上あげて、介護予防、健康づくり、検診受診などに取り組む必要があります。また保健師など専門職の力を強化することが求められています。

